

## 地域密着型サービス事業者の指定状況

## 地域密着型サービス事業者の指定

指定日	事業区分	申請者	事業所名称	所在地	日常生活圏域
H27.4.1	(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護	社会福祉法人 かなえ福祉会	すないの家 春日井 グループホーム	春日井市西山町 5丁目5番1	北部地区
	地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	社会福祉法人 ちづる会	地域密着型介護老人 福祉施設 ゆたかの郷	春日井市鳥居松町 4丁目236番地	南部地区

介護保険法第78条の2第1項及び同法第115条の12第1項の規程に基づき、地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業者として指定を行う。

## 地域密着型サービス事業者の更新

更新指定日	事業区分	申請者	事業所名称	所在地	前回更新指定日	日常生活圏域
H27.4.1	(介護予防) 認知症対応型 通所介護	株式会社 ディサービス 明日見の家	ディサービス 明日見の家	春日井市大和通 1丁目37番地2	H21.4.1	西部地区
H27.4.15	(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護	有限会社 サロット	グループホーム さくらひまわり	尾張旭市柏井町 公園通573-1	H21.4.15	
H27.6.13	(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護	株式会社 パートナー シップ	グループホーム 暖楽家	春日井市堀ノ内町 2-16-18	H21.6.13	中央地区
H27.7.1	小規模多機能型 居宅介護	株式会社 ハーデン	ハーデン春日井	春日井市東野町西 3丁目17番1	H21.7.1	北部地区
H27.7.1	地域密着型 介護老人福祉施設	社会福祉 法人 成祥福祉会	小規模特別養護 老人ホーム あいあいの郷	春日井市松本町 17番地1	H21.7.1	高蔵寺 西部地区

介護保険法第78条の12、第115条の21より、指定の更新については、平成18年4月の介護保険法改正により、介護サービスの質を確保するために、介護サービス事業者が、指定基準等を遵守して、適切なサービス提供を行うことができるかなどを定期的に確認する必要があるとして、指定の更新制が導入され、事業者は、6年ごとに指定の更新を受けなければ、指定の効力を失う。